

宇部・美祢・山陽小野田産業観光宿泊費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部・美祢・山陽小野田産業観光推進協議会（以下「協議会」という。）が、宇部・美祢・山陽小野田産業観光バスツアー（以下「ツアー」という。）において宿泊客の誘致を図り、もって地域の観光の振興及び地域への経済波及効果を高めることを目的としてツアーを企画実施するもの（以下「助成対象者」という。）への助成金の交付について定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 前条の助成対象者は、次のいずれかとする。なお、同一のツアーについて、重複して助成することはできない。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行者（以下「旅行者」という。）
- (2) ツアーを申し込んだ団体等（以下「団体等」という。）

(助成対象の宿泊)

第3条 補助の対象となる宿泊は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇部市、美祢市及び山陽小野田市（以下「本地域」という。）における宿泊であること。
- (2) ツアーを実施した前日、又は当日におけるツアー参加者の宿泊であること。
- (3) 本地域内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。以下同じ。）の利用であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年度の予算の範囲内において交付するものとし、1人1泊 1,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付申請書（様式第1号）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成対象者に通知しなければならない。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第7条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定及び交付)

第8条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の額を確定し、助成対象者に確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の減額又は取消し)

第9条 会長は、助成対象者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、助成金の交付額を減額し、又は助成金を交付しないことができる。

2 助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、交付した助成金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成対象者は、前々条に規定する助成金額の確定通知書を受け取った場合は、速やかに助成金請求書(様式第6号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、助成対象者から適正な請求書の提出があった場合は、請求書の受理後15日以内に助成金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。